

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

山尾幸久

はじめに

滋賀県野洲郡中主町西河原森ノ内遺跡から、木簡十三点が発見された。このうち十一点が、七世紀第Ⅳ四半期と判定される地層から出土している。七世紀の木簡の出土は、飛鳥京や藤原京など南大和以外では静岡県伊場遺跡が知られている程度である。地下水位が高い自然的条件が幸いしたのであるが、いたって狭い発

一個別的檢討

後半では、まずこの遺跡に関する考古学上および地理学上の知見のうち、遺跡の考察に必要な事項を整理する。次に、出土遺物が類似する他の木簡出土遺跡を参照する。その上で森ノ内遺跡について一憶見を記すことにしたい。

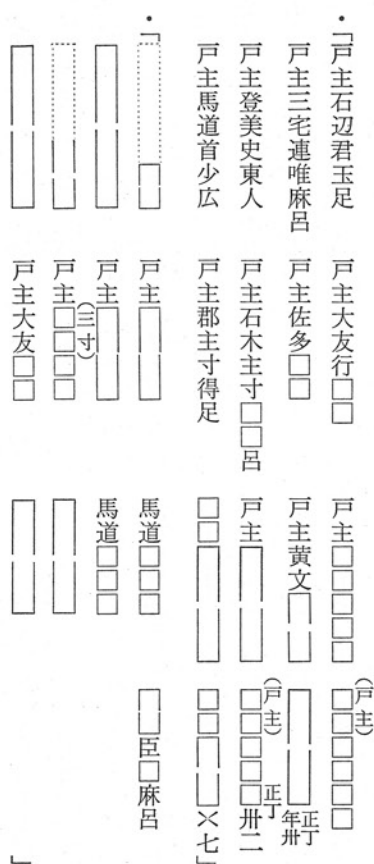
1
号

520×64×8 011

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

掘調査区域から、これほど多くの七世紀の木簡が出土する遺跡は、古代のどのような施設であったのか。それは興味ある問題である。今後付近の調査によってさらに木簡が発見される可能性は大きい。しかし当面は発掘の予定がないとのことなので、この際、これまでに出土した十三点の木簡を取り上げてみたい。

前半では、釈文を掲げ、判読上問題がある文字その⁽¹⁾を、個々の木簡から推測されることを述べる。



溝跡二二〇一の上層から出土した。共伴遺物から八世紀前半の木簡と推測される。この木簡に記された人物の一人は、郷制施行（七四〇年）後と思われる他の木簡にも見える（後述）。1号木簡の年代は、おそらく八世紀第二四半期におさまるであろう。

比較的大型で、短冊型の四隅を切り落している。裏面第一段には、実線で示したあたりには墨痕が残っている。点線部分は推測であるが、この推測はまちがいないと思われる。裏面第四段には右端に一人しか書かれていない。この人物には「戸主」の文字がない。以上は赤外線テレビで注意して確認した。おそらく1号木簡は、二十四人の戸主と五人の戸口との姓名を列記したものであろう。なお、表の第一段と第二段との間に刻線様のものがあるが、後についた傷である。

表第一段右端に「戸主石辺君玉足」が記されている。同一人物と思われる木簡が、平城宮南面東門（壬生門）付近の発掘調査で発見されている。⁽²⁾「益珠郡馬道郷石辺玉足」という荷札⁽³⁾である。郷制施行後の記載と見られる。

1号木簡の特色は、「戸主」またはその代理かと思われる者が列挙されていること、姓名の表記にいわゆるカバネの部分の省略がないようであること、一部に「正丁」とか「年」⁽⁴⁾の細字の注記があること、などである。国家的・公的性質がうかがえるであろう。森ノ内遺跡の南西約五〇〇メートルの地点に光相寺遺跡がある。

この遺跡からは、共伴遺物から七世紀末前後と判断される木簡四点のほか、多数の墨書土器が出土している。⁽³⁾木簡には「馬道□□×」「大友部竜」、土器の墨書に「石辺君」（五点）「五十戸家」などが見えている。森ノ内遺跡や光相寺遺跡は馬道里（郷）であった可能性がある。しかし「馬路石辺神社」（『延喜式神名帳』）の現在の鎮座地からは離れている。不詳とするほかないようである。⁽⁴⁾

1号木簡に見える姓について略述しておきたい。

石辺君は、大神朝臣（もと三輪君）氏と系譜を共有する（『姓氏録』左京神別下・山城国神別「石辺公」）。『延喜式神名帳』には、野洲郡「馬路石辺神社」のほか、甲賀郡「石部鹿塩上神社」、蒲生郡「石部神社」、愛智郡「石部神社」を載せている。これらのうち若干の地の有力家長の結合が近江の石辺君氏であったのかもしれない。

三宅連は、野洲に設けられた「葦浦屯倉」（『安閑紀』後述）に配置され、施設の管理実務を職掌とした旧難波吉士ではなからうか。

登美史は、もとは大和国添下郡登美郷（『統紀』和銅七年十一月戊子条）にいたと思われる。

馬道首は馬道郷の土豪であろう。

「大友行□□」「大友□□」のうち、後者は光相寺遺跡出土木簡の「大友部竜」と同姓の可能性がある。大友氏は滋賀郡大友郷を本拠地とする移民系の一族で、後に湖東・湖北へと発展したようである。

佐多氏も移民系である。木簡の人物の下の子は、二字とも名か、いわゆるカバネと名とであろう。してみれば佐多首氏（坂上系図）所引『姓氏録』逸文）または佐多氏である。倭漢直氏の指揮下の「七姓漢人」の子孫で、もとは河内国茨田郡佐太郷にいたと思われる。

石木主寸については、『天智紀』三（六六四）年十二月条に、近江国「栗太郡人磐城村主殷」が、水稻生産で巨富を得た説話が見える。倭漢直氏に組織された近江の「漢人村主」の一つである。滋賀県野洲郡野洲町小篠原の福林寺遺跡（白鳳期）およびこの寺院がその中に建てられる由緒となった天王山（福林寺）古墳群は、石木主寸の造営にかかる。福林寺については、康和三（一一〇一）年十月五日付堀河天皇宣旨案に（『平安遺文』4—一四五五号）、「清御原天皇」の時（天武期）、「石城村主宿禰」が創建したと見える。

郡主寸は他に知見がない。郡忌寸・郡（評）首氏から類推すると、もとは後の大和国添上郡・河内国茨田郡・和泉国大鳥郡などにいた移民系であろう。

黄文の下には「連」があるのではなからうか。高句麗からの移民で（『姓氏録』山城国諸蕃）、「黄文画師」を率いた。もとは山城国久世郡（『大日古』4—二五九、13—二二九）にいたのではあるまいか。

1号木簡によって、八世紀半ば近くの野洲郡には、移民系の氏族が多数定着していたことが推測できる。古くからの富豪らしい石木主寸、また滋賀郡の大友系の氏を別にすれば、近江大津への一時的

遷宮の時に官人として近江に来て、壬申の乱の後に野洲郡に住むことになったのかもしれない。

2号

410×35×2 011

・「（直）椋□伝之我□往稻者馬不得故我者反来之故是汝卜部」
・「自舟人率而可行也 其稻在処者衣知評平留五十戸且波博士家」

溝跡二二〇五の上層から発見された。包含層であるが、第五次調査によって穀殻の堆積層と判明した。短冊型できわめて薄手の木簡である。

表の若干の文字の判読がむづかしい。

まず表3は、人偏ははっきりしているが、傍の部分が三つに割れており明らかではない。しかし草体の「専」の形らしい筆使いが見え、「傳」と見てよいと思う。七字目の傍は「生」である。割れているため偏がはっきりしない。しかし人偏または行人偏の一部であろう。

表1・2は赤外線テレビで観察したが「（京）有」の形である。二字目は「（下）」の筆使いと思われる。「百」のように見えなくもない。しかし、表に二回、裏に一回ある「者」、表・裏に一回ずつある「稻」を見ると、この木簡の筆者は「日」の第四画を書かない書きぐせがある。「百」とは考えがたい。のみならず、最初の二字は名の可能

性もないではないが、「卜部」との関係からはやはり姓と見るのが自然である。ウヂ称の「椋□」は知見がない。草体には「直」の最後の画をこの字のように書く例がないわけではないので、やはり姓「椋直」と釈読するのがよいと思う。

次に表6であるが、偏は手偏の可能性が強いであろう。旁の部分は折れているためはつきりしない。赤外線テレビで観察したが、「持」の形である(旁の下半分は不確か)。伊場遺跡出土木簡一〇八号の「持物」に似た形を見出す。⁽⁵⁾

次に表記について若干の問題を記す。⁽⁶⁾

2号木簡には、「之」「者」「而」といった漢文の助字が使われている。「之」はいわゆる文末の不読の助字である。「者」「而」は日本語の助詞「は」「て」に対応する。漢文の訓読から生れた表記法である。

表6・7の「□往」は16・17の「反来」と対をなす。「反来」は「反来吾背(かへりこわがせ)」(『万葉集』7—117〇)の用例がある。^(直)
「椋□」は、この木簡をしたためた場所と、彼の稲が置いてある「衣知評」との間を、ある用件で往反したのである。持って行った食料稲の残余を、馬が調達できず持ち帰れなかったのであろう。その稲を舟で運んでくるよう「卜部」に指示している。

「不得」や「可行」も漢文の訓読によって生じた表記法である。『統紀』宣命や『万葉集』には頻用されているが、一々倒読しない。

2号木簡には一部分和文の語順が見られる。「馬不得故」「自舟人率」は漢文ではない。

以上を総括すると、2号木簡は、漢文訓読語法を用いた音訓交用の和化漢文体、といえるであろう。いまだ助詞に音仮名(天・尔・乎・波など)をあてる宣命体の表記にはいたっていないと思われる。裏24・25の「博士」はフビト(史)の古い表記(学令大学生条集解)であろう。この人物は「依知評平留五十戸」の長(後述)たる有力者と見られるが、七世紀後半の近江の愛智に地名「旦波」を「姓」とする一族がいたとは考えにくい。八世紀前半の近江国滋賀郡古市郷には「但波史族」「大友但波史族」がいた(『大日古』1—329以下)。実例としては、法隆寺銅板造像記(六九四年)の「大原博士」という「族」称が「大原史」氏(『姓氏録』左京諸蕃ほか)らしいことをあげる。⁽⁷⁾

訓読案は次の通りである。

(表 椋□^(直)伝ふ。我が□^(持)ち往きし稲は、馬を得ざるが故に、我は反り来たる。故是に汝卜部、

(裏)自ら舟人率て行くべきなり。其の稲の在処は、衣知評平留五十戸の旦波博士の家ぞ。

2号木簡には「評」字が用いられている。七世紀後半のものである。蓋然性の範囲に止まるが、その中でも少し時代が限れないかどうかを考えてみたい。

上限は「平留五十戸」によって設定できるかもしれない。「平留」は地名である。「白髪部五十戸」(飛鳥京跡出土木簡。六六〇年前後か)や「山部五十戸」(法隆寺蔵平絹幡。六六三年)は、史料が乏しいので確かなことがいえないが、やはり孝徳期の改革によって現れた旧部民の貢納単位のように見るのが穏やかであろう。タテ割りの新旧部民制的・氏族制的所屬とは無関係に(ここに新部民とは六六四年に部民化された集団をいう)、地域住民を横断的に評に所屬させ、評に所屬する住民を一律に徴税・徴兵組織に編成するのは、もう少し時代が降るようである。庚午(六七〇)年に始まった全国的な人身把握を受けて、天武五、六(六七六、七)年頃ではなからうか。地名(長たる人物の村名であろうか)を冠した五十戸の史料のうち、年次が判るのは伊場木簡3号の「辛巳」(六八一年)である。この「五十戸」が「戸」の内部編成を伴うものであったかどうかは疑問視されている。⁽¹¹⁾ここでは立ち入らないが、「平留五十戸」も天武朝の初期まではさかのぼらないのではないかと考える。

下限は「椋」の表記が手ばかりになるかもしれない。椋直は倭漢直を構成する「別氏」(いわゆる枝族)の一つである。倭漢直の一同は、六八二年に初めてカバネ「連」を与えられた(天武紀)十一年五月甲辰条。ただ、この「連」は、六六四年に特定された「大氏・小氏・伴造等」の「氏」への追加を意味した(「連」は「伴造等」の「氏上」に授けられたと見られる)。したがって、この措置によっ

て、八色の姓の「忌寸」の時のように、氏人がすべて「連」になったとはいえない。しかし、六八二年には、官人個々人の族姓の確定を考選の基準とする法が出され、新しい氏上制を採用してその法の実現を目指している。⁽¹²⁾六八三、四年頃には、椋直の氏上らは椋連と称した公算が大きいであろう。

椋直という称呼は、旧来の中央政權の職掌によってこの一族の首長級を指示するものと見られる。2号木簡の筆者は中央の人物であろう。

以上のように、2号木簡は、六七六、七年から六八二、三年まで、天武朝中期のものであらうと思われる。考古学的知見によれば、2号木簡が出土した靱殻堆積層から発見される土器の大半は七世紀第Ⅳ四半期のもので、わずかに第Ⅲ四半期のものも混じるといふ。これとも矛盾しない。

2号木簡の書風は六朝期の書法の影響を残している。最も顕著であるのは書字の習熟である。七世紀後半の畿外の地でこのような能書を見出すのは驚きでさえある。同時代の3号木簡や、伊場遺跡出土の六八一年の木簡(3号)との径庭は歴然たるものである。一見して京師の人の字であることを直感する。「椋」の旧職の伝統が想起される。

ただ2号木簡が「京」(10号木簡)から届けられたと速断することはできない。なぜなら、始まったばかりとはいえ、近江国衙に

は「大山位以下」の官人が京から派遣されて常駐し(『天武紀』五年一月甲子条)、籍によって「課役」を科し丁「調」を京師に「進」めていたからである(同五年五月庚午、六年九月己丑条)。

2号木簡に見える「平留五十戸」の所在地は、現在の彦根市東南部に当るであろう。『大日古(東南院文書之四)』に収められた絵図によって、七五一年頃の東大寺領「霸流村」の水田約七十町歩は、愛智郡と犬上郡とにまたがって造成されていたことがわかる。ヘル村そのものは愛智郡側にあったと思われる。『和名抄』の愛智郡「平田」郷は「平留五十戸」につながるであろう。

彦根市稲里町のあたりには、十八世紀半ばに「上平流」「下平流」の二村があったことがわかる。今もその名が残っている。この稲里町や上岡部町・下岡部町あたりが、「平留五十戸」の中心のヘル村であったと思われる。ここに上岡部廃寺跡・下岡部廃寺跡がある。共に2号木簡と同じ白鳳時代の寺院である。⁽¹⁴⁾この両寺跡、および隣接するが神崎郡小社郷かと思われる彦根市普光寺町の普光寺廃寺跡、この白鳳期三寺院跡から出土した軒丸瓦について、次の事実が指摘されている。

右の三寺院跡出土の軒丸瓦は、滋賀郡の園城寺跡・崇福寺跡・南滋賀廃寺跡から出土したそれと、同範であったり蓮華文が類似したり、影響を受けた技法であったり、密接な関係が認められる。しかも、それらは、大和の檜隈寺から大量に出土したものと同一型式で、

これと深く関わる。⁽¹⁵⁾

大和の檜隈寺は倭漢直氏の氏寺である。近江の滋賀郡大友郷・錦部郷は、穴太村主(曰佐・史)・大友村主(曰佐・史)・錦部村主(曰佐)その他、「志賀漢人」と総称される倭漢直の部下の集住地である。ヘル村には「旦波博士」、神崎郡には桑原史がいた(『統紀』天平宝字二年六月乙丑条。「大友但波史族」「大友桑原史」の姓から推測されるところは「志賀漢人」との密接な関係であるから、これは右の考古学的事実と矛盾しない。

「旦波博士」は「平留五十戸」の長であろう。「山部五十戸婦」(法隆寺蔵平絹幡)は、山部の五十戸の長たる者の妻を表現していると思う。姓に転化する前の「某部」の表記も含め、「軍尼」(使者の管区)「伊尼翼」(稲の収納所。以上『隋書』倭国伝)「佐野三家」(国家の施設。山ノ上碑)「五戸」(保。平城宮木簡その他)などは、それを管する職やその職にある人を表現しているであろう。「平留五十戸」も同じと見られる。「旦波博士」が五十戸を構成する一戸主的存在であれば、伊場木簡の例のように「人」の字が付けられるか、七十六年の越前国司解が板倉一間の所在を「在丹生郡水成村六人部淨成家」とするように「村」で指示されるか、ではあるまいか。

次に三人の人物であるが、椋直は倭漢直を構成する一小集団で、七世紀前半には椋官(椋職)として、大王の財物の管理にたずさわっていたらしい。

「卜部」は在地の人物かどうかわからない。令制下に神祇官に仕えた卜部としては伊豆・沓岐・対馬のそれが著名である。彼らは六世紀以来中臣連に率いられ、国家の職務として卜兆を行っていたと見られる。八世紀初めからの近江国と藤原氏との特殊な関係は良く知られたことゆえ、見過ごすことができない。しかしまた「椋□」(直)と「我」「汝」の関係、表面の上端と下端とに「姓」を書かれるような関係、つまり「椋□」(直)の属係として、この時この地に派遣されていたということも考えられる。もちろん地元の人物の可能性もないわけではない。その場合は、この時期に「部姓」を称するのは有力な首長級と見られるから、野洲の土豪であろう。右のいずれを採るべきかはわからないが、「自ら舟人率て」他の評に行くように命じられていることからすると、第二の推定がやや整合的かと思う。いずれにしても2号木簡を近江の卜部の証拠とするのは慎重でなければなるまい。

且波博士は「但波史族」「大友但波史族」の但波史、『姓氏録』の「丹波史」であろう。丹波史は後漢霊帝の八世の子孫孝日王の末裔という『姓氏録』左京諸蕃。「志賀漢人」が後漢献帝の後裔としているのに対し、倭漢直系の氏である。二、三関連する系図もあるが詳しいことはわからない。もとは丹波国何鹿郡の南部(現在の京都府綾部市の中心部)にいたのではないかと想像される。近江では大友村主など滋賀郡の漢人と関係があり、また愛智郡蚊野郷の倭漢直系

の蚊野直とのゆかりも推測される。

さて、この木簡が指示している用件は、野洲の森ノ内遺跡にいる卜部に対して、舟を使って愛智の平留まで稲を取りに行き、「椋□」(直)が「反」りついた所まで運んでくることである。推測できる第一は、森ノ内遺跡には、専属か、または少なくとも容易に調達できる舟と「舟人」とがいたことである。この遺跡付近の地理学的検討によれば、七、八世紀頃には、琵琶湖は調査地点の南東二〇三〇メートル付近まで深く湾入していた可能性が大きいという。現在の新家棟川の流路付近は、比留田集落の東あたりまで内湖の状態であったらしい。七世紀末頃と八世紀半ば頃とに、二度の冠水が検証されているほどの低地なのである。七世紀末頃の靱殻堆積層から舟の櫂が三点出土していることから考えても、この遺跡の立地は、琵琶湖の湖上交通の便宜という点が重視されていると判断される。

第二に、「且波博士家」から「椋□」(直)の居所までは、「舟」を利用すれば「稲」の運搬は容易であつたらしいことである。先に「椋□」(直)の居所の候補地として飛鳥と「近江国衙」との二つを記したが、この点を考えるとやはり後者を推測すべきであろう。天武朝中期の近江国司の駐在所は不詳であるが、七世紀末末に滋賀県栗太郡栗東町岡遺跡に移転する前の栗太評家そのもの、またはその付近であった可能性もある。してみれば「栗太の軍」を討つて瀬田橋に到ったという『壬申紀』の叙述を参考にしても、瀬田付近と見るのが穏当で

(665) × 70 × 6 059

羽止已乃陝□□六□
 甘□□六□
 馬(等身) 領(兵)
 支乃 二
 布六

□客

2号木簡とほぼ同時期かやや古いと考えられる。上端は折損。上にも文字がある。かなり大型であるが、下端部を尖らせており、荷札

物が使われたのであろうか。墨の残りかたが悪く、ほとんど読み取れない。現在残っている部分も、都合六ないし七つの事項が別々に書かれているのか、それとも上段と下段とは対応し都合三つの事項が書かれているのか、その点もはつきりしない。ただ、上段の中と左とには品物の名称らしき文字があり、下段に負担の内訳らしき記載があること、および中と左との上段と下段とに「六」の字が出てくることから、仮に三行と見ておきたい。表についての筆者の模写は下のようである。

羽止日乃法ハ 第六下

いす天乃百二
つ史男乃百六
一(田)々百六

第一行(右)は、上段に数文字分の墨付きがあるが判読できない。下段の二字目は、第二行(中)下段五字目と同じ字と思われる。「身」ではあるまいか。しかしこの行の意味は不詳である。

第二行(中)の上段は、「馬甘」はたぶん良いであろう。当時の近江には多数の牧があつた可能性があるが、『天智紀』七年七月条、その下の二字は、牧で使役される人が着用するものかもしれない。下段の「小女兒」は明瞭である。小丁・女丁・緑児のことと思われる。その下は「等」の略字、さらにその下は「身」ではあるまいか。

第三行(左)の上段は明瞭である。しかし意味がとれない。何かの品物と数量であろう。下段は「田」や「布六」ははっきりしている。下の字は「尋」かもしれない。

なお、どの行にも下段に「直」らしき文字がある。それに相当す

るという意味かとも思うが、いずれも別の形で、確かではない。

裏面には下端近くに一字だけが書かれている。表面と同筆と見られ、これはこの木簡を記した人物を表す文字または符号ではないかと思われる。伊場木簡87号に「文」と「田」との合字のような文字が使われているが、⁽¹⁹⁾3号木簡は「文」と「口」との合字かもしれない。

3号木簡には考察の手がかりが少ない。ただ国家的徴税に関わる荷札らしいことはほぼ推測できる。唯一の手がかりは女子や緑兒にも人数割りの負担があるらしいことであるが、不確かなので立ち入らない。

4号

(158)×19×7 039

□□
(六条)
□□八里廿三□□□□

1号木簡とほぼ同じ地層、溝跡二二〇一の西側の遺構面から出土した。この木簡が実は最初に出土していたのであるが、他の用途に転用しているため、文字を見出すのが遅れた。他の用途とは漆を塗る道具で、上端には漆が付着している。上端に深さ約三ミリの切り込みを入れ、下端は握りやすい形に整形している。元来はもっと幅の広い木簡であった。なお森ノ内遺跡は、野洲郡条里の六条八里内

と推定されている。

5号

(320)×20×6 019

・ × □□使人民直安万呂
・ × □□^(牛)從□□^(成)賜

第五遺構面の上に大量に堆積する包含層から出土した。この包含層はほとんどが穀類と稲藁とであり、七世紀後半（大半は第Ⅳ四半期。僅かに第Ⅲ四半期）の遺物が出土している。上端が折れているが、文字はなかったかもしれない。

民直は倭漢直を構成する一小集団である。2号木簡の「^(直)椋□」について記したように、六八二年に連、六八五年には忌寸を授かっていたと思われる。上述と同じ理由で、民直も六八三、四年頃には民連を称していたと思われる。それ以前の木簡である公算が大きい。和泉国大鳥郡には律令制下に中臣氏系の民直がいたので、『姓氏録』和泉国神別、⁽²⁰⁾『欽明紀』『壬申紀』の「倭漢民直」「民直」であろう。

民直は「使人」とある。どこから何のために来たのかはわからないが、2号木簡で推測した「近江国衙」からであれ、10号木簡に見える「京」からであれ、森ノ内遺跡は国家機関の使者がやってくるような施設であったと見られる。

なお裏面は細字である。「従」は「より」を表記したものと思う。「賜」の上は「或」とも「成」とも見える。後者ならば「なりたまふ」であろう。

6号

(186)×46×7 019

・×^(刀)良女六十束
 「^(評)」
 ・×^(毎)来馬^(倭)甘^(東)倭
 部連刀^(東)甘^(東)甘^(東)

靱殻堆積層から出土した。表上端の折損個所の右端に墨痕がある。細字の一行が右側にあった。中央に「刀」の字画の一部分が残る。姓は不明だが名は「刀良女」であろう。

裏は二行である。左の行の「部」の字の上は空白なので、右側の上端から始まる文章の残余が左側の七字であろう。「倭部連刀^(東)甘^(東)倭^(東)」が人名で、オホヤマトベノムラジが姓であろう。「若倭部連」はいが、「倭部連」は他に知見がない。しかし七四九年前後の経師「倭人万呂」「倭部人万呂」(同一人物。『大日古』11―91・92)は、あるいはこの姓の略記かもしれない。

裏には「評」らしき文字がある。判読困難な二字を除き、「来馬^(倭)甘^(東)倭^(東)」のようである。一字目は「来」であろう。三

字目は旁に一画を加えた「評」かもしれない。五字目は「毎」ではないかと思われる。律令制下の郡名にはつながらない評名があってもよいが、この地方にクルマとかウマとかの小地名は見出せない。「馬」で切って読むべきかもしれない。下の二字は「倭部連」の「評」における地位・職能かと思うが、「毎」が解しがたい。表は一人の女性と額稲の束数が記されている。「六十束」というのは公的「貸稲」(7号木簡)の束数の可能性もあるのではなかろうか。この遺跡の公的性質は既述の木簡や10号木簡から推察できる。天平十一年の「備中国大税負死亡人帳」では、女性も含め一人平均の負稲は五十束程度である。

7号

328×37×9 011

・「^(東)申^(東)首^(東)稲^(東)甘^(東)倭^(東)」
 ・「^(東)首^(東)貸稲大^(東)来記^(東)」

靱殻堆積層から出土した。完形である。上端から下端まで墨痕が残るほうを仮に表とする。

表は上に数文字分の墨痕があるが不明である。その下は細字の割り書きである。

裏の上三分の一ばかりには墨痕がない。「首」の上の二字は字画の一部を残すが判読は困難である。下の二字は「来記」で、その間

は「**貸**」のようである。上の字は「貸」に一画を加えた形であろう。実例もある（『正倉院古文書影印集成一』一七五ページ）。下の字は残画からは「卅」のように見えるが、断定はできない。7号木簡は「**首**」への「**貸**」が返済されたことを記録したもののようである。「**貸**」は出挙稲のことである（『孝徳紀』大化二年三月辛巳条ほか）。この施設では稲の貸借が管理されていたらしい。遺跡の性質を考える上で一つの手がかりとなるであろう。

8号

(144)×26×7 081

・×□□□石□
・×日□□□□

籾殻堆積層の中から出土した。不鮮明な上に意味不通。習書かもしれない。

9号

(100)×26×6 019

・「庚反金工人」
・「午丙午申乙」

籾殻堆積層の中から出土した。裏の干支は習書かもしれない。表の一・二字は「康」「友」の可能性もある。二字目は誤字ということ

もありうるであろう。四字目は「生」のようにも見えるが、「**生**」の形で、「**工**」であろう。光相寺遺跡の墨書土器に同じ字形がある。この木簡に「**金工人**」が書かれていることは看過できない。森ノ内遺跡からは、フイゴの羽口や鉄滓、また鉄の刃先を装置するように作られた木製農具が出土しているからである。2号の「**舟人**」と同様、専属かどうかまではわからないが、容易に徴発または雇傭できる小鍛冶がいたことは十分に考えられる。

10号

373×27×6 011

・「十一月廿二日自**京**大夫**前**白奴吾**賜**」
・「**匹**尔**寵**命坐**今日**」

籾殻堆積層の中から出土した。上申文書である。藤原宮跡木簡・平城宮跡木簡・埼玉県行田市小敷田遺跡出土木簡、正倉院文書、その他に例がある。⁽²⁰⁾

まず若干の文字と訓読とを検討したい。

表の「**大夫**」の上の二字は「**白**」の形である。上は「**自**」であろう。少し下の「**白**」から推してもこれは確かだと思う。下の字は「**京**」であろう。一々倒読せず「みやこよりのまへつきみ」となる。「**大夫**」の下の四字は墨が薄れて文字をたどるのがむづかしい。「**匹**」のように見える。一字目は草体の「**以**」の字

画を残すのであろう。「御」ではあるまい。二字目は「前」の字画が残っている。三字目は木目に墨がにじんでいてわかりにくい。他の例によって推すと「謹」であろうが保留しておきたい。その下は「白」。

訓法では、まず「^(以)前」は「前に」であろう。漢文の訓読から生れた不読の置字である。『統紀』宣命(宝龜元年十一月甲子条)の「朕以劣弱身」の「以」などと同じく、助詞の「に」に対応する。平城宮木簡(3—137)にもある。「奴吾」は自己の謙称。直接に縮約の「ヤツカレ」と読むべきかもしれない。上から続けて「みやこよりのまへつきみのみまへに^(以)てまをさく。やつこあれ」と読んでおきたい。

なお「賜」の下は「題」の草体のように見える。音仮名の「て」ではないかと思われるが、それならば2号木簡とはちがい、いわゆる宣命体表記が見られることになる。裏の三字目「尔」はそうにちがひなからう。10号木簡は2号木簡よりも新しく、7世紀の末のものではないかと思われる。

裏の「寵命坐^(而)□」は、小敷田遺跡出土木簡(8世紀初頭前後らしい⁽²¹⁾)の「寵命坐而」と同じである。藤原宮木簡の「卿等前恐々謹解寵命□」(1—18。写真版)、「^(豊)□□命坐而」(2—161)は類例である。

「おほみこといまして」と読むのが正しいようである。

既に指摘されているように、中国六朝期の文書形式の影響を受け

て成立し、天武朝頃から大宝令前に盛行した、個人間の口頭伝達が文書化された形式だという。

10号木簡の「大夫」は、必ずしも錦または直以上の爵位の官人とは限らないであろう。官人に対する尊称でありうる。しかし「^(京)自□」が「京より」ならばもとより、そうではない場合でも、この木簡を差出した人との間には、地位に隔差がある。森ノ内遺跡はそのような官人が訪れることもあった。この遺跡が国家的施設であることはほぼ確かではないかと思う。

「大夫」が森ノ内遺跡にやってきた用向きは、「十一月廿二日」は冬至の可能性もあるものの、木簡から直接明らかにすることができない。ただ、7世紀末頃の国家的制度にそれを求めてよければ、『統紀』大宝元(七〇二)年四月戊午条の、「罷^(二)田領、委^(三)国司巡檢」という記載と関連させうるかもしれない。「田領」の「巡檢」管区は、天武朝中・末期にほぼ全国的に成立したと見られる律令制の国の範圍である。「田領」を、淨御原令制下における、公田の賃租経営に関わった中央派遣官と見る説もある⁽²³⁾。

11 号

(203)×26×5 019

・ □ ×

粗穀堆積層の中から出土した。先端に墨痕があるが不詳である。

• □九□乙木□木□ □□□□□□□□
 • 「有木□允□ □□□□□□□□」

粗穀堆積層の下の遺構、溝跡五三〇二から出土した。裏面の下半分は文字を削り取っている。墨色は薄くにじんでいる。意味不明。

13
号(121) $\times 22 \times 2$ 019

又中直五十(大)五十(直)
 □卅□利直廿□□見廿五

5 11号木簡よりもやや古い可能性もある。上端が折れている。文字が稚拙であることも一因で、判読がむづかしい。ただ、二箇所ある「利直」の文字は割合にはっきりしており、特に表はまちがいがいい。//利息相当//の意味(このしろのあたひ)であろう。7号木簡の「貸稻」と関連するのではないかと思われる。しかしこの木簡の残存部分にはっきり「束」と読める文字はない。

二 總括的考察

森ノ内遺跡に関する考古学および地理学上の知見は、準備が進められている報告書に詳しく記されるはずである。ここでは、木簡の記載内容からこの遺跡の機能や性質を考える上で、参考になる事項を要約して整理しておきたい。

第一。遺跡は、七世紀後半（七世紀第Ⅳ四半期に中心がある）に始まる。九世紀の末には機能を終える。七世紀前半や十世紀に入る遺物は、今のところ発見されてはいない。遺跡東側の水路（幅約一・五メートル、深さ〇・六〇・二メートル）は、施設が設けられる前の水田の用水路と考えられている。また第五遺構面（七世紀後半）の下層に、畑の畝のような遺構も検出されている。

遺跡の周辺は、施設の建築に先立って耕地化されていた公算が大きい。しかし七世紀後半になって、その中に突然ほぼ正南北の方位をもった施設が現れる。施設の外周には約二メートル間隔に植木が植えられ、五〇～六〇平方メートルの掘立柱の建物も建てられた。そして硯・刀子や木簡が出土するのである。その木簡も3・7号のように（八世紀前半には1号・4号がある）国家的・公的性質をもつもの、2・10号のように在地の諸関係の範囲に収まらない、官制の支配を推察させるものがある。九世紀末に終ることを考えれば

律令経済体制の形成と解体とに対応するものといえよう。森ノ内遺跡は律令国家の官衙的施設と見てよいと思われる。

第二。この遺跡は、それがどのような施設であれ、決して良好な立地条件にはない。埋没微高地の水田のただ中にある。七世紀末ごろには冠水した。八世紀半ばには洪水が推測されている。しかるに依然としてその上に施設を再建している。その理由は二つあるであろう。一は遺跡周辺の水田の存在である。二は遺跡付近まで深く湾入し内湖の様相を呈していたらしい琵琶湖である。この遺跡の立地は湖上交通の便宜を考慮したものと思われよう。

2号木簡の「舟人」による運漕態勢、また權三本の出土、さらには木製舟形を用いる祭祀などはその推測を支えるであろう。七世紀後半にこのような土地に官衙的施設が設けられたのは、そのころから始まる恒久的制度、すなわち律令制度に基づいて恒常的に何らかの物資をこの地から外（瀬田付近であろう）へと運び出すためと考えられる。次に述べるように「物資」とは米である。

第三。この遺跡の顕著な事実は、七世紀後半の遺構面の上に、平均約三〇センチの籾殻・稲藁が堆積していたことである。第一・二次調査で「包含層（腐蝕土層）」とされたのも、実はそれであった。この層は、分析の結果、籾殻がほとんどすべてである。実見したが、穂首部分の細い稲藁が多少混じる程度であった。冠水のために全面に拡がったが、籾殻は何箇所かにうず高く積み上げられていたので

あろう。木簡の大半はこの中から発見された。発掘調査地点の近くでは、大量の穎稻を脱穀・脱稈する作業が行われていたと見てよいであろう。木簡に「貸稻」とか「六十束」の文字を見出すのも水田経営と無関係ではあるまい。

第四。出土遺物のうち木製品にも特色が認められる。まず、唐鋸（一）・馬鋸（二）は、付近の水田で牛耕が行われていたことを推測させる。第五次調査中に見出し、第五遺構面（七世紀後半）に多数の牛の足跡を見出した。

鋸（八）・鋤（五）・鎌（五）は、すべて鉄の刃先を装着するものである。フイゴの羽口・鉄滓はこれに関わるであろう。9号木簡の「金工人」もおそらくこれに関連し、この遺跡では鉄製農具の製作・修理・集中的管理が行われていたようである。

唐臼（踏み臼）の杵（一）・堅杵（三）・稻櫛（三）は、脱穀・脱稈の作業に使ったものであろう。多量の籾殻の堆積から推考しても、この遺跡では相当大量の玄米が生産されていた。

横槌（砧）（四）・木錘（槌の子）（三〇）・木針（十二）・俵編機（二）は、稲藁を打って俵を編むのに使ったものであろう。

以上によって、この遺跡から舟に積んで外に運び出すものが、俵に詰めた玄米であったことは、大体まちがいないと思う。

次に、容器では、曲物・剝物・挽物・また椀などが五十点近く出土している。これらのほとんどは食事の容器・什器と見られる。箸

も出土している。浮子(十七)・タモ(一)は琵琶湖で魚を取って副食に供する道具であろう。この遺跡は、多くの人々がやってきて食事をするような、集団的農業労働の拠点施設でもあったように思われる。

鞍(四)・壺(四)が出土している。貴重な馬がいたのである。連絡や巡回などが行われていたのであろう。運搬にも使われたかもしれない。

第五. この遺跡からは墨書土器が出土している。およそ七世紀後半と八世紀前半とに大別されるが、詳細は報告書に譲り、ここでは一括して顕著なものだけを取り上げる。注記するもの以外は須恵器の坏である。

「神」(二十三点)、「大」(八点。うち一点は土師器の高坏)、「神主」(「神主□□」(土師器高坏)、「□主殿者」(土師器皿)、「神□家」(「凡記」)「□里」。

「神」「大」は両時期に現れるが、「神主」関係は八世紀前半のものである。「凡記」は七世紀後半のもので、あるいは書記の長たる地位ではないかと思われる。「大」や「神」はわからない。しかしこの遺跡に神社が何らかの関わりをもっていたことは推測できるのではなからうか。

以上、この遺跡の機能や性質に関連するかもしれない知見を整理してみた。律令経済体制に関わる水田の、国家的な経営拠点となる

施設であろう。してみればその水田は、毎年玄米にして大量に外へと運び出すような、律令田制の地目を考えるのが自然である。木簡からは、国司かとも思われる者の指示を受けて他の評に行く人物がいたり、「使人」や「大夫」がやってきたり、「貸稲」が行われたり、「戸主」の姓名を列記していることが参考になるであろう。墨書土器からは付近の神社の関与が推測される。従来の律令田制の研究は、在地での経営実態について、このような知見を満足させるほどには具体的ではない。そこで次に、他の木簡出土遺跡を参考にして、検討の手がかりを見出してみたい。

一は、大阪府高槻市上田部遺跡である。⁽²⁵⁾年代は八世紀前半期と考えられている。ここからは十三点の木簡が出土した。その中には次のようなものがある。

a. □十六尻今遺定五百廿三尻

b. 今遺二段□□□卷歩

・ 天平七年閏十一月廿三日□□主道守千足

bは、天平七(七三五)年の班田に際しての、可耕地の記録と見られている。aも同種のものらしいが、田積に「尻」(代)の単位が使われている。この遺跡からは「田子」の墨書土器も出土している。

ここから出土した木製品は次のようである。これは、森ノ内遺跡出土の木製品とほとんど一致する。

名 称	数量	摘 要
井 戸 枠	2	機織具 破片を含む
杼 榎	1	
榎 槌	1	
榎 車	1	
榎 子	5	
砧 回	1	雀おどし用 踏臼用
軋 翼	1	
杵 杵	3	
盆 下	1	破片
槽 下	1	破片
柱 根	1	破片
木 杭	5	破片
田 下	約50	
馬 鎌	1	
曲 柄	2	破片
壺 箸	約30	破片
	1	破片, 黒漆塗
	1	

上田部遺跡は、かつての「竹村屯倉」の系譜を引く、摂津国の「屯田」に関わる施設と見られている。⁽²⁶⁾『安閑紀』元年条は、たぶん大伴氏の家記によって、このミヤケの由来を説明している。八世紀初め頃の島下郡の上・下御野、上・下桑原、および島上郡の竹村、この五地に散在する都合四十町歩の良田は、三嶋県主氏の祖先がか

a・符春部里長等 竹田里六人部×

・春部君広橋 神直与□

春部鷹麻呂 右三人

つて大王に献上したものらしい。そのうち竹村の屯田には、元来は河内の志紀地方を本拠としていたらしい大河内忌寸氏の、河内各地の氏賤前身の人々が、「田部」として専属していたようである。これは特異な経営法である。

八世紀前半の「屯田」は、摂津国には三十町歩あり、宮内省から「屯司」が派遣されて監督したが、耕作は公民の雑徭でなされた。

島下郡の四地の良田も大半は「屯田」となったのであろうが、それらは雑徭の労働力で耕作されたと見られる。島上郡「高於郷」(『大日古』13—130)の地域と「竹村屯倉」の「良田」の所在地とがどの程度重なるかは不詳である。⁽²⁷⁾しかし、「上田部」の地名や「田子」の墨書土器からは、上田部遺跡と「田部」が耕作する旧「竹村屯倉」の「良田」との関係が認められよう。この遺跡に関する知見は、八

世紀前半の畿内屯田のものと理解してよいと思う。

二は、兵庫県氷上郡春日町山垣遺跡である。⁽²⁸⁾八世紀初めの遺跡という。出土木簡は二十一点。その中に次のようなものがある。

b

・^(年)正月十一日秦人部新野□□

秦人部新野百□□本田五百代 同里秦人部志^(津)十束

同部小林廿束賀墓□垣百代 秦人部加^(津)十五束

伊千我郡嶋里秦人部安古十一束 竹田里春部若万侶十束

・秦人部身十束

間人部須久奈十束 合百九十^(二)□□二百束

別而代^(物)□□^(束)新^(野)伝給
半本^(四)百^(八十)束

c

×^(分)田^(稻)稲

記

嶋田稲巳日卅三束午日稻春小田稻廿三束未日卅八束^(田)嶋^(田)稲八束稻春小田稻卅申日百廿×
子日二^(官)十八束^(日)百^(卯)日五十二束亥日卅巳日廿束^(田)小田稻午日十五束未日五十一束×
嶋田卅^(日)束一東寅日卅一束卯日卅二束嶋田稻×

d・広椅^(伝)注札 荒木田分四束多治□大夫

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

aは水上郡司の符であるが、この遺跡の所在春部里だけではなく、

「竹田里」に関わることも命じられているようである。bには、

「竹田里」だけではなく、「伊千我(何鹿)郡嶋里」の人物まで書か

れている。これらは、この遺跡に関わる人物が、里の範囲を越え、

中には郡を異にする場合もあったことを示すであろう。森ノ内遺跡

2号木簡で「卜部」が他評に行くことを命じられているのと一脈通

じるところがある。cは一日ごとの稲の束数が記録されているが、

その中に「稻春」の文字が見えている。この遺跡でも脱穀・脱稈の

作業が行われていたようである。dの「注札」に「多治□大夫」

が見えるのも注目される。

この遺跡からは、硯その他のほか、五百余点の木製品が出土して

いるとのことである。概報に記載されているものだけを整理すれば

次頁の表のようである。森ノ内遺跡の出土木製品ときわめて良く似

ている。

山垣遺跡は、「里に関連した官衙」「郡より下級の官衙」と考えら

れている。そのいずれであるにしても、農業経営と不可分の国家的

施設である。「里御宅」(『播磨国風土記』讃容郡中川里)の実態は不詳

であるが、これほど集団的な水田経営に密着していたとは考えにく

杣川・野洲川の合流地点である三雲の津で桴に組まれ、野洲川（境川）河口の入江（潮）まで流された。ここから桴のまま石山まで運漕されている。甲賀山からは東大寺の建築用材も切り出されたが、この場合は石山からさらに宇治川・木津川を下って「泉津」（木津）まで運漕したのである。石山寺の用材の大半を出すことになった田上の杣は、かつて藤原宮の造営材が求められている『万葉集』1—5〇。甲賀山・野洲川・葦浦を一体とする、国家の建築用材搬出態勢は、田上山と同様に、七世紀末以前にさかのぼるであろう。

それは七世紀前半までさかのぼると思う。つまり七世紀前半の葦浦のミヤケとは、国家の港湾施設の名ではあるが、むしろ主体は甲賀の山林であったのではないかと思うのである。なぜなら、第一に、七世紀前半には、飛鳥地方を中心に多くの寺院が造営された。それは国家的営為であった。大規模な宮殿も建設され、「国国」に「殿屋材」を伐採させている（『皇極紀』元年九月条）。このような建築用材の需要の高まりの中で、古来良材に恵まれた森林地帯で、桴による運漕も容易な甲賀の地が、注目されないはずはなからう。第二に、『皇極紀』元年九月条に、「朕、思_レ欲起_二造大寺_一。宜_レ発_二近江与_レ越之丁_一」とある。近江にこの種のミヤケが何箇所あったのかはわからない。七世紀前半のミヤケ支配は、点々とはあるが、広範な地域に一般的に実現していたと推測されるので（後述）、近江にも葦浦のほか二、三のミヤケがあった可能性が高いであろう。しかし右

の「近江」の「丁」の中に、葦浦のミヤケの民、すなわち平常はこのミヤケに関する国家の「地方的力役」に従っている人々がいたであろうことは、十分に推測できるであろう。

七世紀前半期の国家的施設すなわちミヤケには、その施設が機能を果たす上で不可欠の、徭役労働の徴発編成と、労働の対価を生産する水田経営が行われていたとされる。⁽³³⁾後に畿内屯田（官田）に転化するような、水稻生産を目的とする中央のミヤケはここでは取上げない。地方のミヤケを見る。その場合、吉備のミヤケの史料にうかがえるように、「徭役労働者」と「耕作民」とは別個の存在ではなく一体であると思う。国家に帰属する水田を耕作する「戸」が「税」を出し、かつは国家的力役の負担者「丁」を出す。このような関係が基本的であったのではなからうか。

断片的にはあるが、ミヤケの民の創出過程を伝えているのが、吉備のミヤケの記事である。⁽³⁴⁾「児島屯倉」と対岸の備前・備中の「五郡屯倉」との記事は、白猪史氏の史としての大王への奉仕の由来記を典拠とするらしい。専らミヤケの民の掌握に主眼を置いている。そのため、下道臣・上道臣・香屋臣・三野臣・笠臣・苑臣の祖先が、ミヤケの民の創出過程にどのように関与したのかがわからない。この点は保留するが、蘇我稲目自らが後の五郡の地におもむいているように、国家が企画した一大事業である。児嶋に置かれた「田令」の働きは、五郡の人間の掌握に重点が置かれているが、名称は水田

に関わる。すなわち、水田の開発を指揮し、その水田を耕作させ、それらの人間を把握する。これは一連の過程であったと考えられる。

「田戸」すなわち「丁者」の「名籍」が作られるような「田部」として掌握するのである。³⁵五郡屯倉³⁶やその後増設されたミヤケは、「児島屯倉」がその機能を果たすために不可欠の「丁」と「税」とを出したのである。しかし「丁」が使役される場所は児島のみとは限らない。最も極端な場合は「軍丁」として海外に投入される可能性もあったであろう。³⁷中央的力役³⁸は当然推測できる。

このようなミヤケ支配は、遅くとも七世紀半ば以前に、少なくとも「遠江」以西に、広く実現していたと見られる。

『推古紀』の「是歳冬、於倭国、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池。山背国、掘大溝於栗隈。且河内国、作戸刈池・依網池。亦每国置屯倉」(十五年)や、「冬十一月、作掖上池・畝傍池・和珥池。又自難波至京置大道」(二十一年)は、以下に記すような国家の「中央的力役」の原形が既に存在したことを推察させる記事である。すなわち、『舒明紀』に「造作大宮及大寺」とあつて「西民造³⁹宮、東民作⁴⁰寺」とある(十一年)。『皇極紀』には上記した「朕、思欲起造大寺。宜⁴¹近江与越之丁」(元年)や、「起是月⁴²限十二月以来、欲⁴³營宮室。可⁴⁴於国々取⁴⁵殿屋材」。然東限⁴⁶遠江、西限⁴⁷安芸、発⁴⁸造⁴⁹宮丁⁵⁰」(同上)が見える。このような、地域を指定して地方の「民」の「丁」を一般的に徴「発」する支配機構

は何であろうか。ミヤケ制以外には考えがたいであろう。

ミヤケにはミヤケの水田があり、ミヤケに所属する民がこれを耕作し、「屯倉之税」を出していたのである(『安閑紀』二年)。

「税」とは出挙稲のことだといふ⁵¹。果してそうであろうか。『持統紀』五年以下に見える「大税」は「出挙収入と田租収入とを含む全体」⁵²と見られる。そしてそれは、『天武紀』四年の、将来における「諸国貸税」の方針や、同十五年の「税三十万束」、また大宝二年二月乙丑条の細注の「税司」⁵³などの「税」と同じであろうと思う。田租の収取は右の天武四十五年の間に始まったとすべきであろう⁵⁴から、それ以前の「税」は別である⁵⁵。

「屯倉之税」とは、既に先人に説がある賃租的経営方式によるミヤケの水田、その水田を耕作する人から徴収される「利」と「価」との合計ではあるまいか。後の畿内屯田(官田)などの一タイプは別として、上文に述べてきたような各地のミヤケの付属水田は、一般的には所属する田部によって賃租的に経営されたと見るのがよいと思う。その賃租的経営は、種子料や食料の利息付貸与すなわち出挙と不可分であり、その裏付けによって成立しているといふ⁵⁶。「屯倉之税」とは、ミヤケ付属水田の耕作者から徴収する地子収入と貸稲の利息収入との双方を含むのであろう。

このように見てよければ、七世紀前半期の葦浦の国家施設(ミヤケ)は、甲賀山・野洲川・葦浦(野洲湖)を一体とする経済体を経

営しており、その経費を捻出する付属賃租田が付近⁽⁴²⁾に散在的に開発され、その労働力を徴発する村落もいくつか指定され水田の耕作に当たっていた。このような状態が推測できる。

この種のミヤケやミヤケの水田は、森ノ内遺跡が設けられた七世紀の後半頃にはどうなっていたのであろうか。ここでは、「大化改新」の実態といった大きな問題には立ち入らない。しかし『孝徳紀』によれば、ミヤケに関する限り、特定の者たちの特定のミヤケへの特定の制度的関与をやめる政策があるだけである。「大夫」の「子代之民」の支配と「屯倉」からの収取を「食封」の支給に切替える政策は、爵位改定に対応する中央官人制の改革に関係するであろう。

『孝徳紀』にはもう一つ、「入部」の「屯倉」に関する政策も書かれている。しかしこの種のミヤケは個々の王族の家が伝領する、出仕者の本拠地の施設のようなものである。『播磨国風土記』揖保郡の「勾宮天皇之世、寵人但馬君小津、蒙寵賜姓、為皇子代君而、造三宅於此村、令仕奉之」といったものらしい。しかも皇太子の奏によると、領有戸数が定額化されたり伝領に正当性を欠く分が回収されたりして、大王の官司へと配属替えになったが、「入部」もその「屯倉」も廃止などされてはいないのではなからうか。いずれにしてもこの種の「屯倉」は、国家に帰属する水田を「賃租」し国家的力役を負担する民戸がいるようなミヤケではない。

かえって、『孝徳紀』には、「宜罷官司処々屯田、及吉備嶋皇祖

母処々賃租。以其屯田、班賜群臣及伴造等」とある（大化二年三月）。東国国司詔第三詔に続く一連の詔で、この時代の詔ではないのではないかと想像しているが、それは一管見に過ぎない。孝徳が詔の中で母を「皇祖母」と呼ぶのは不審であり、ここで「賃租」だけをやめさせているのは、公出挙を戸の自立経営援助策と位置付けた方針（『天武紀』四年四月条）と関連しているのではないかとも思うが、これも問わない。特殊な例かと思うが、嶋宮には吉備姫王の時に始まる「御田」（『諸寺縁起集』橘寺）が付属しており、賃租的経営により「稲」（『持統紀』四年三月条）を得ていたが、その経営方式に結び付き付加的な利益になりつつあった「賃租」を、この際止めさせたのであろうか。⁽⁴³⁾

「官司」の「屯田」を「群臣及伴造等」に「班賜」したというのは、具体的にはその水田の地子を中央官人の給与としたことであろうが、先学は次のように説かれている。

令制に準じていえば、畿内とその周辺にあった賃租田たる「諸司田」を、「京官職田及び内外官位田」として、その地子を官人層の給与とした。⁽⁴⁴⁾

大化当時としては進歩的な官司経営の一形態であろうが、一部の官司には財源として賃租経営される屯田が設けられていた。それの中・下級官人の生活の保障としたもので、後の職田・位田へと移行しようとする体制を示す。⁽⁴⁵⁾

私はこのような見解に強く引かれる。さらに、これと関連して、諸国公田について次のような説がある。

公田は最初から口分田とは別に存在したと考えるのが正しい。その前身は賃租経営される屯倉・田荘である。それらは大化改新で一部は後の畿内屯田(官田)・勅旨田・官司田の源流として保存されたが、大部分は公田として、太政官の雑用を支弁する財源に充たされた。⁽⁴⁸⁾

屯倉付属の賃租田は、畿内のものを位田・職田として地子を官人の給与とし、畿外のを諸国公田とし、地子を軽物に交易して太政官公廩とする。これが律令政府の立てたプランであったのである。⁽⁴⁹⁾

浄御原令制下において、従前の屯倉・田荘の田地は、国家のもとに止揚されていた。かくして成立したのが、既に太政官の財源として指定されていた令制下の公田であり、その賃租経営を管掌したのが中央から派遣された「田領」であった。その経営は大宝令制において国司に切り換えられた。⁽⁵⁰⁾

これらの諸説は、森ノ内遺跡および出土木簡に関する上述の知見とよく整合する。ただ「神」や「神主」の墨書土器は解釈できない。そこでもう一步立ち入ってみたいのであるが、まず項目を分けて知識を整理しておく。

第一。八、九世紀頃、畿内諸国や近江・播磨などには、⁽⁵¹⁾国司の責

任管理下に、郡を単位として、五位以上の位田や大納言以上の職田が設けられていた。これらの位田・職田は、一定の地に一定額準備されており、あまり変更がなかったらしい。そしてそれらは、公田(乗田)と不可分のものであったようである。『統紀』天平元(七二九)年十一月癸巳条の太政官奏に「位田」その他は「不_レ須_二改易_一。便給_二本地_一」とあり、『延喜式』民部上にも「凡位田……、各_レ拠_二本地_一、不_レ須_二輒改_一」と規定されている。田主の交替はもちろんあるが、同様に「無主品位田」の規定があるように、ある程度固定的な性質があったのであろう。そして同様に「凡乗田可_レ充_二品位田_一者、以_二全町_一給_二之_一」とあるように、公田(乗田)とも関係があった。ただ、位田の場合は口分田として班給された実例もある『統紀』神護景雲元年十二月庚辰条。

むしろより重視すべきは大納言以上の職田である。位田に較べればはるかに少なく定数がある。ひとたび職田として設定された土地は以後一定したものであったであらう。⁽⁵²⁾延暦九(七九〇)年八月八日付官符(『三代格』卷十五)所収の勅に、「今聞、所_レ行職田、彼此相濫、或以_二左大臣田_一給_二右大臣_一、或以_二右大臣田_一給_二大納言_一」とある。それを正そうとしているのであるから、やはり官職とその水田との関係は一定していたのであろう。「大納言以上闕官田」は「宜_レ為_二公田_一賃租_上也」とあるように(田令在外諸司職分田条集解所引穴記)、常時一定額確保されており、公田(乗田)と関係があった。『延喜式』

民部上には「畿外諸国無主職田」の規定もあるのである。

第二。近江国野洲郡には、位田・職田が置かれていた。延暦九年八月八日付官符・同年二月十八日付官符（ともに『三代格』卷十五）によると、大納言職田の「野洲郡二町。蒲生郡二町」は、「図籍注大納言職田」とある。近江には栗太郡に十町歩の太政大臣の職田があった。これより前には坂田郡に二町歩の右大臣職田があり、これより後には高嶋郡に二町歩の大納言職田があった（もとは位田）。大納言以上の職田が大宝令施行当初までさかのぼるのは確かである。持統四（六九〇）年官制にまでさかのぼるかどうかはわからないが、肯定的に見ておくほうがよいであろう。野洲郡には、延暦十年に諸博士の職田と定められたもと位田が六町歩見えている。これ以後にもなお野洲郡には位田があったであろうが不詳である。それはともかく、七世紀の末以後、野洲評（郡）内のどこかにあった二町歩の大納言職田が、賃租経営されていたことだけは確かである。

位田・職田の地子（位田の場合は租をさしひく）は春米を俵につめて国司の責任で田主のもとに届けた。ちなみに次に記す公田の地子は、近江の場合には、「随近及縁海国、春米運漕」の規定（『延喜式』主税上）が適用されていた（『別聚符宣抄』所収延喜十四年八月十五日付官符）。封戸の租について「運春米一国者米送、遠国者販売輕貨送給耳」（賦役令封戸条集解所引古記）とあるのを参考にすると、それは当初からであったと見られる。

第三。七世紀末頃に葦浦のミヤケの付属水田が切り替えられていた可能性がある公田について見ておく。田令公田条にいう公田（乗田）は国司の責任で賃租経営し、地子は輕貨と交易して（または春米として）太政官に送られる。太政官の「官人に供給」した「臨時に雜用」する。これだけではわかりにくい⁽⁵³⁾が、太政官厨家については詳しい研究がある。

太政官の厨房として出発した官厨家は、八世紀の終り頃には、諸国の公田地子を管掌していた。その頃の地子物の主たる使途は、太政官の事務部局に勤務する官人の一年分の常食の米、太政官が沙汰する二大行事に用いる米および禄、太政官に直接関係ある人々への年二回の衣服料、といったものであったらしい。

このような定例の使途がすべて大宝令前にさかのぼるわけではない。しかし、公田地子は、太政官一司とはいえその「官衙費」を支える唯一の「租税外収入」である。律令国家の権力中枢を創設する際にその財源も考えられたと見るのが自然であろう。律令中央官制の整備は天武の時代に画期がある⁽⁵⁶⁾。太政官と大弁官一六官との機構の創出、その下部機構である伴造制の解体・再編、それらは天武朝中期・末期に強力に推進された。他方、律令的経費とその財源保管体制の端緒的な成立も天武朝である⁽⁵⁷⁾。公田地子の収取は「淨御原令制下」を少しさかのぼり、地域によっては田租の収取と並んで天武朝後半頃に始まったのではなかろうか。

第四。公田（乗田）の賃租経営が国司の責任管理下から離れていくのはいつごろであろうか。森ノ内遺跡の終期に関係するかもしれないので少し見ておく。太政官は天安二（八五八）年に「諸国例進地子雑物」の色目と数量とを規定している（『別聚符宣抄』所収延喜十四年八月十五日付官符。なおこの官符によると、近江国からは、白米二百斛、黒米約八百斛を例進することになっている）。このようなことが行われるのは収入の減少が既に深刻だったからであろう。

果して『三代実録』元慶七（八八三）年十月二十日条には、権官の者や五位以上が激増したため、乗田がそれに割かれて諸国の地子物が減少している見える。特に見逃せないのは、国司が地子帳から上田を除いたり、地子田を租田に混合したりしているという点であろう（『別聚符宣抄』所収延喜十四年八月八日・十五日付官符）。このことは、国司が太政官の財政を支える公田地子の収取と京進との責任管理から、離れつつあったことをうかがわせる。

第五。「神」「神主」の墨書土器に関わるかもしれないので、神田について見ておきたい。ここにいる神田は、官社の封戸的性質をもつ神戸が、田租を神税として徴収される口分田の神田ではない。田令六年「一班条に「神田・寺田」とある神田である。不輪租田である。収授の対象外であって、「神家地者、不_レ須_二改易_一、便給_二本地_一」（『統紀』天平元年十一月癸巳条。『延喜式』民部上）のように改給もされない。経営法は、八、九世紀の伊勢神宮では賃租と雇傭労働（郡司による）

が行われており（『皇太神宮儀式帳』『延喜式』神祇四）、他に神賤による経営も推定されている。⁽⁵⁸⁾このような神田の班給はいつごろから行われ始めたのであろうか。『持統紀』四（六九〇）年一月庚子条には「班_二幣於畿内天神・地祇_一、及増_二神戸・田地_一」とある。「増」とあるから、既に畿内の後の官社の一部には、「田地」の経営が公認されていた。次に述べるように畿外も同じであった。

『天武紀』十（六八二）年一月己丑条には「詔_二畿内及諸国_一、修_二理天社・地社神宮_一」とある。国司に対する命令である。⁽⁵⁹⁾諸国の崇敬顯著な諸神の神域に常住の神殿を造営させるのであろう。神庫・拝殿などがあることもあり、神を迎える屋を仮設することもある一郭の神域すなわち「社」（やしろ）はあっても、まだ神が住む「宮」の建設は一般的ではなかったようである。⁽⁶⁰⁾このころから神殿の造営が始まった神社は決して多くはなかったであろうが、しかし諸国司の責任管理下に特別の財源が確保される必要はあったであろう。

さかのぼると『天武紀』六（六七七）年五月己丑の勅に、「天社・地社神税者、三分之一為_レ擬_二供神_一、二分給_二神主_一」とある。十年の記事と関連することは明らかで、国司に対して「神税」の使途を示したのである。この「神税」は、『持統紀』四年の「神戸・田地」の「神戸」のほうに関連すると見られている。なぜなら神祇令神戸条集解所引古記は、この「神税」を同条にいう「神税」と見ているからである。⁽⁶¹⁾しかしそれは正解であろうか。

この勅の「天社・地社」「神税」「神主」などの用語は律令制下のそれとは別の可能性がある。もしもこの「神税」が神戸の租稲のことならば、なぜ調庸物に言及しないのが不審である。そもそも三分の二を「神主」に給与せよといった政策を、神祇令神戸条の法源と見たり、制度的沿革の上に位置付けるのは無理であろう。天武六年ごろ田租が収取されていたかどうか微妙である。

むしろ『天武紀』六年の「神税」は、『天智紀』八年の「畿内之田税」、『天武紀』五年の「封戸之税」と共に、一般的用法と見たほうがよいのではないかと思う。そしてその「神税」は『持統紀』四年の「神戸・田地」の「田地」のほうに関わり、三分の一は『天武紀』十年の「神宮」の修治に関わると見られる。

このように見てよければ、賃租または雇傭労働によって経営される神田の前身は、天武朝後半頃には、特に崇敬顕著な後の官社の一部に対して授けられていたことになるであろう。国司の管理責任下に置かれていることは公田や位田・職田と共通しており、おそらくそれらと共にミヤケの水田であったものが多いのではないかと思う。

以上、森ノ内遺跡に関する考古学・地理学上の知見、木簡の記載内容や土器の墨書、それらの整合的な説明に役立つかもしれない知識を整理してみた。

森ノ内遺跡が、律令国家の水田経営の拠点となる、郡衙よりは下

級の官衙的施設であること、それはほぼまちがいのないところであろう。その「水田」は、国司の責任管理下、郡司の直接指揮下に経営され、春米を舟で運び出すような律令田制の特定の地目であること、これもほぼ推測できるであろう。

私は、上述の検討を踏まえ、さらに一步を進めて次のような憶測を加えてみたい。

森ノ内遺跡は、天武の時代の後半に、「舟人」による運漕にも便利な場所を選んで、創設された。それは、前代の葦浦のミヤケ付属水田を国家的・特権的所有に転換する政策によって出現した。経営した可能性のある地目は、一は太政官の運営財源としての公田である。これについては七世紀末までは中央派遣官が毎年巡検していた。二は大納言の職田である。これは七世紀末以来であろう。三は付近の後の官社の神田である。後二者は当初から近江国司の管理下にあった。以上三種の水田は、在地の末端では一括して、郡司を事実上の責任主体として賃租経営または賃租と雇傭労働力によって経営されていた。賃租の裏づけとなる出挙も行われていたのである。この施設では牛耕用の牛を管理し、鉄製農具を製作し、春米や俵づめの共同作業を行っていた。農繁期には大勢の人々が食事をしたが、主だった者の食器は「大」「神」その他に分けて整理されていた。右は森ノ内遺跡に関する知見を整合的に説明しようとした仮説に過ぎないが、律令田制の経営実態の研究に役立つならば幸いである。

おわりに

森ノ内遺跡がどれほどの拡がりをもつのかはわからない。発掘調査地点の西方にはなお多くの施設があったと思われる。木簡もまだ多数埋まっている公算が大きい。これまでに出土した資料からは、この経営拠点をめぐる在地の人的関係は推測できなかった。しかし、1号木簡の筆頭に書かれている石辺君は注目すべき存在である。森ノ内遺跡の西南約五〇〇メートルの光相寺遺跡は、七世紀末～八世紀初めの木簡が出土しているが、そこから「五十戸家」と共に「石辺」(五点)の墨書土器が出土している。これは今後の課題としたい。

註

(1) 木簡の釈読については、奈良国立文化財研究所の綾村宏・鬼頭清明(当時)・館野和己・寺崎保広・橋本義則・森公章・渡辺晃宏の諸氏に、再三にわたる援助をおおいだ。また第十一回木簡学会研究集会で発表した際、大銅隆・東野治之氏から、10号木簡の文字・訓読について教示を受け、この文で当日のレジュメを改めることができた。皆様に心からお礼を申し上げる次第である。なお一～四号木簡については、『概報』(一九八七年)の記述を部分的に改めている。

なおこの文で記す遺構の番号については、本誌の辻広志氏(中主町教育委員会)の報告を参照していただきたい。木簡釈文には辻報告と小異がある。また□の横の字に「カ」をつけていないがすべてその意味である。

(2) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(十四)』(一九八一年、奈良国立文

化財研究所)、『木簡研究』三(一九八一年、木簡学会)。

(3) その一部分は『木簡研究』九(一九八七年)に記されている。

(4) 『和名抄』(高山寺本)には、近江国野洲郡に、三上・敷智・服部・明見・迹保・篠原の六郷を載せている。平城宮木簡の「益珠郡馬道郷」や、天平五(七三三)年山背国愛宕郡計帳の「夜珠郡山本郷」と右の六郷との関係は不詳である。

(5) 写真版は『木簡研究』一(一九七九年)、『伊場遺跡遺物編2(別冊図版)』(一九八〇年、浜松市教育委員会)。

(6) 稲岡耕二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」、『木簡研究』九、一九八七年)も参照していただきたい。

(7) 東野治之「大宝令前の官職をめぐる二、三の問題」(『日本古代の都城と国家』一九八四年、塙書房)二四八～二五七ページ。ただし、田中卓「博士」の読みについて、『史料』一〇五号、一九九〇年、皇学館大学史料編纂所)は、六九四年「当時、百済王の一族の中で大原(高市郡)のあたりにあた氏が、大化の制の『国博士』の流れをうけて、国政上の顧問・参与、ないしは政策立案者か文筆技能者のような形で処遇せられてゐたので、『高向博士』と同様に、通称として『大原博士』と呼ばれてゐたのはあるまいか。『要するに銘板に記された『大原博士』について、私はこれをフルネームで云へば『博士大原史某』といふことになるが、ここではカバネと名は省略されてゐるものと思ふ」とされている。

六九四年ごろに「大化の制の『国博士』の系譜を引く職掌があったというのも解しがたいが、『族大原博士』とあるので人名ではなく族称であろう。学令大学生条の義解や令釈には、一斉に「姓」の某「史」を授かる前には「史官」や「博士」の職名を称していたと読める解釈がある。『大原博士』が『姓氏録』の「大原史」である蓋然性は大きいであろう。ただ、銘文は、表面の三僧の出自ではなく同族が大原史

氏であるという意味ではなからうか。三僧は「所生父母」を共通にする兄弟のようであり、彼ら自らは「百済在王、此土王姓」、すなわち百済王氏なのではなからうか。東野氏はこの考えを斥けられるが、「族大原博士」を三僧の出自と見た場合、「百済在王、此土王姓」との関係が釈然としない。

なお銘文の表面の「片岡王寺」は大原史氏の氏寺と見るのが一般的であるが、平林章仁「聖徳太子と敏達天皇後裔王族」(『日本書紀研究』十六、一九八七年、塙書房)、塚口義信「茅渟王伝考」(『堺女子短期大学紀要』二十五、一九九〇年)は、これを否定する。彦人大兄の子の茅渟王(百済王)を始祖とする大原真人氏の氏寺だという。

- (8) 北村文治「改新後の部民対策に関する試論」(『天智天皇の氏族対策について』『大化改新の基礎的研究』一九九〇年、吉川弘文館)は、未だ官人化されていない地方豪族の私民を、平野邦雄「大化改新と『甲子宣』」(『大化前代政治過程の研究』一九八五年、吉川弘文館)は、大化改新後も地方豪族の支配下に残っていた非部民を、八木充「部姓者と『豪族部民』」(『律令制民衆支配の成立過程』『日本古代政治組織の研究』一九八六年、塙書房)は、大化年間に「国家の民」となったところの、全国の大小の首長層の隷属民を、推定されている。私見は先学の説とはちがひ、六六四年の政策で対象となった中央氏族への個別的な所属民と見る。国制外存在であった伝統的な私有民を、一律に軍事伴造的職務を果すことになった氏上の部民とし、氏上を介して間接的に大王に仕える国家的存在としたと見る。

- (9) 早川庄八「律令制の形成」(岩波講座『日本歴史2』一九七五年、岩波書店、二三九ページ)。この点についての私見は、「孝徳紀の品部廃止詔について」(『歴史における政治と民衆』一九八六年、日本史論叢会)、「孝徳紀の東国国司詔の史料批判」(『日本史論叢』十一、一九八七年)で述べた。

- (10) 「柴江五十戸人」(伊場木簡3号。なお八木氏は伊場木簡61号に「柴江部」とあるといわれる。前掲書一四九ページ。しかし伊場木簡にそのような文字はないのではなからうか。「竹田五十戸人」(同6号)、「五十戸人」(同21号。「加」五十戸人)であるが、『伊場遺跡遺物編2』一九八〇年、浜松市教育委員会、四八ページの扱いによる。「加」を動詞と見ていられるのであろうか、「田五十戸」(大阪府佐堂遺跡出土木簡。『木簡研究』四、一九八二年、「耳五十戸」(藤原宮)一九六九年、奈良県教育委員会、「相星五十戸」(静岡県神明原元宮川遺跡出土木簡。『木簡研究』七、一九八六年)。

- (11) 鬼頭清明「律令国家と農民」(一九七九年、塙書房)六二―六八ページ。八木充「律令制民衆支配の成立過程」(前掲一四八―一五三ページ。狩野久「律令国家の形成」(『講座日本歴史1』一九八四年、東京大学出版会)二九―二九五ページ。

- (12) 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(『日本古代史研究』一九八〇年、吉川弘文館)。

- (13) 足利健亮「日本古代地理研究」(一九八五年、大明堂)三八―三九二ページ。森山宣昭「近江国愛智郡の諸郷と郷域」(『歴史における政治と民衆』一九八六年、日本史論叢会)。

- (14) 『近江の古代寺院』(一九八九年、近江の古代寺院刊行会)二九、五〇―一五〇九ページ(小笠原好彦氏)。

- (15) 山崎信二「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」(『文化財論叢』一九八三年、奈良国立文化財研究所)。

- (16) 湊敏郎「姓と日本古代国家」(一九八九年、吉川弘文館)一三三、一七九ページ。

- (17) 高橋孝「野洲川下流域平野の地形環境分析(I・II)」(『中主町文化財調査報告書(15集・19集)』一九八八・八九年、中主町教育委員会)。なお高橋氏からは数回の検討会で有益な示唆を得た。

- (18) 『古代を考える46 岡遺跡の検討』(一九八七年、古代を考える会)。
『栗東の歴史1(古代・中世)』(一九八八年、滋賀県栗東町役場) 一章二節・二章三節など。
- (19) 『伊場遺跡遺物編2』(前掲) 三九ページおよび図版。
- (20) 『藤原宮木簡 一 解説』(一九七八年、奈良国立文化財研究所) 三—三五ページ。『藤原宮木簡 二 解説』(一九八一年、奈良国立文化財研究所) 五〇—五一、六六ページ。東野治之「木簡に現われた『某の前に申す』という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』前掲)。早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七。一九八五年)。田中正夫「埼玉・小敷田遺跡」(『木簡研究』七)。天寿国繡帳銘も、史料化してもよいかもしれない。ただこの文は七世紀末とすべきであろう(宮田俊彦「天寿国繡帳銘成立私考」『史学雑誌』四七—七七。東野治之「天皇号の成立年代について」『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年、塙書房、を参照)。
- (21) 田中正夫「埼玉・小敷田遺跡」(前掲)。
- (22) 注(20) 参照。
- (23) 鎌田元一「公田賃租制の成立」(『日本史研究』一三〇) 八八ページ。
- (24) 奈良時代までは、穂首刈りした稲(「穀」)を、臼と堅杵とによって、脱穀(「糙」)これによって「穀」(「籾」)になる。脱穀(「春」)これによって「春米」(「玄米」)になる。この二つを同一作業で行うのが普通であったという。田租の穀納は国家的強制によると見られている。果してそうであろうか。当時全く行われていなかった農作業の方式を、政治的必要から強制するというのは不自然であろう。脱穀は脱稈に較べれば単純な作業と思われる(九世紀に「糙功」は「春功」の二分の程度であった)。森ノ内遺跡出土の「稲櫛」は、管見では脱穀にふさわしい道具のように思われる。仮にそうではなくても、何らかの道具を用いて、脱稈に付随する直前の作業として、脱穀は別に行わ

- れていたと見るほうが良くはあるまいか。
- (25) 『高槻市史』第6巻(一九七三年、高槻市役所) による。第1巻(一九七七年、同上) 三八〇—三八三ページ(狩野久氏) も参考とした。
- (26) 研究論文および私見は「県の史料について」(『論究日本古代史』一九七九年、学生社) に記した。以下の記述はそれによる。
- (27) 『大阪府の地名1』(一九八六年、平凡社) は、『和名抄』の「高上郷」を奈佐原・氷室・土室・宮田などに、「児屋郷」を庄所・上田辺・下田辺・津之江・芝生などに求めている。
- (28) 『山垣遺跡』(一九八四年、兵庫県教育委員会。木簡は佐藤宗諄氏)。「兵庫・山垣遺跡」(『木簡研究』六、一九八四年。木簡は佐藤宗諄氏)。
- (29) 原島礼二「日本書紀」の屯倉観」(『日本古代王権の形成』一九七七年、校倉書房) 三三五ページ。
- (30) 平野邦雄「大化前代政治過程の研究」(前掲) 三編を参照。
- (31) 山尾幸久「近江大津宮をめぐる二、三の問題」(『古代を考える49 近江・大津宮の検討』一九八九年、古代を考える会)。
- (32) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』一九八〇年、綜芸舎復刊)。岡藤良敬「日本古代造営史料の復原研究」(一九八五年、法政大学出版局) を参照。
- (33) 注(30) と同じ。
- (34) 榮原永遠男氏「白猪・児嶋屯倉に関する史料の検討」(『日本史研究』一六〇、一九七五年)。平野邦雄氏にも研究がある(注30論文)。平野氏は白猪屯倉とは五郡屯倉のこととされ、その中心を美作の大庭と見られた。またこのミヤケを採鉄地・鉢山と考えておられる。美作の大庭の白猪臣が重要な根拠であるが、「備前国邑久郡方上郷寒川里」「白猪部色不知」「平城宮発掘調査出土木簡概報(十六)」(一九八三年、奈良国立文化財研究所)、「備前国子嶋郡小豆郷志」(「里白猪部乙嶋調三斗」(同上『概報(二十二)』) といった史料もある(『概報(十

- 六)』には「三家郷白猪部少国」「調塩三斗」の木簡も収載されている。児嶋郡三家郷の可能性も絶無ではない。ここでは榮原論文をふまえて書いた私見(注26)によって記す。
- (35) 蘭田香融「倉下考」『日本古代財政史の研究』一九八一年、塙書房) 一三八—一四一ページ。
- (36) 注(23)と同じ。
- (37) 榎英一「大宝令施行時の地方財政関係史料について」『古代史論集(中)』一九八八年、塙書房)
- (38) 八木充「田租制の成立」『律令国家成立過程の研究』一九六八年、塙書房)は淨御原令制による成立とされている。その通りであろうが、地域差があるものの、田租として収納する予定の稲と、その稲を比較的貧しい戸に利息付で貸与して本利分を回収する予定の稲と、つまりは国家的土地所有のもとの国有財産としての稲は、『天武紀』四年に方針が見え、十五年には一部分実現していたと思う。
- (39) 『天智紀』八年の「畿内之田税」、『天武紀』五年の「封戸之税」、『天武紀』六年の「天社地社神税」である。蘭田氏はこれらの「税」もすべて出挙稲とされる。しかし私には疑問であって、実態的にはすべてミヤケの賃租田から収取される地子稲と出挙稲との合計と見てよいと思う。ここでは深入りしないが、「税」を田租収入や地子収入から切離して出挙の客体に限定される氏の説は私には理解できない。特定の水田の収穫から徴収される一定の稲、といった一般的な用法と見てよいのではなからうか。
- (40) 水野柳太郎「出挙の起源とその変遷」『ヒストリア』二四、一九五九年。赤松俊秀「大化前代の田制」『古代中世社会経済史研究』一九七二年、平楽寺書店)。蘭田香融「律令財政成立史序説」『日本古代財政史の研究』前掲)、鎌田元一「公田賃租制の成立」(前掲)。
- (41) 水野柳太郎、注(40)論文。
- (42) 「近江国益須郡」の初見は『持統紀』七(六九三)年である。詳細は不明であるが、天武末年か持統初年に、小槻山君の栗太評、安直の益須評、甲賀臣の甲賀評が成立し、それまではこの地域は一つの評家しかなかったということもありうる。葦浦のミヤケに所属する村落や付属水田はこの範囲に点在したのではあるまいか。
- (43) 山尾幸久「孝徳紀の東国国司詔の基礎的考察」『立命館文学』五〇三)、「孝徳紀の東国国司詔の史料批判」(前掲)。
- (44) 八木充「乙巳の変後の政権構成」『日本古代政治組織の研究』前掲)六〇—六四ページ。八木氏は諸説・諸史料を検討され、「皇祖母」は天皇の祖母であるとされている。
- (45) この記事については、水野柳太郎、注(40)論文を参照。
- (46) 蘭田香融、注(40)論文一四ページ。
- (47) 弥永貞三「大化以前の大土地所有」『日本古代社会経済史研究』一九八〇年、岩波書店)三〇—三二ページ。
- (48) 赤松俊秀、注(40)論文、一三—一九ページ。
- (49) 蘭田香融、注(40)論文、一二—一四ページ。
- (50) 鎌田元一、注(23)論文、八四—八八ページ。
- (51) 位田については阿波・但馬・紀伊にも置かれていたが、七六七年・七八三年に不置国となったようである(『統紀』神護景雲元年十二月庚辰条、『類聚国史』卷一五九所引延暦二年九月一日勅)。延暦十年二月十八日付官符(『三代格』卷十五)に元「位田」が見えるのは畿外では近江だけであるが、位田の必要額は龐大なものであって、他の畿外諸国にも設置されていたであろう。
- (52) 宮本敦「律令制的土地制度」『体系日本史叢書6』一九七三年、山川出版社)七一ページ。
- (53) 橋本義彦「太政官厨家について」『平安貴族社会の研究』一九七六年、吉川弘文館)。早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本経

済史大系1』一九六五年、東京大学出版会。今泉隆雄「太政官厨家と木簡」『長岡京木簡 一 解説』総論第三章五、一九八四年、向日市教育委員会。

- (54) 榮原永遠男「律令国家の経済構造」『講座日本歴史1』一九八四年、東京大学出版会。

(55) 同右。

- (56) 早川庄八「律令太政官制の成立」『日本古代官僚制の研究』一九八六年、岩波書店。を参照。

- (57) 俣野好治「律令中央財政の歴史的特質」『日本史研究』二二三、一九八一年。

- (58) 弥永貞三「律令制的土地所有」『日本古代社会経済史研究』前掲、一一六—一二七ページ。

- (59) 「天社・地社」は『天武紀』十年にも見える。「天社・国社」は『神武紀』『崇神紀』『統紀』宣命のほか、『延喜式』の祝詞（祈年祭・月次祭・風神祭・大嘗祭）にも見える。これらの天・地（国）の解釈は、称詞とする金子武雄氏説『延喜式祝詞講』一九八八年、名著普及会復刊）三七、三三〇—三三三ページに従いたい。

- (60) 『斉明紀』五（六五九）年に出雲国造家の祖先某に命じて厳神の宮を修造させたとあり、『常陸国風土記』香島郡条に、天智の時代に使人を遣わして香島の神の宮を造らせとある。他にもいくつか古い神の宮の存在が推測されるが、決して一般的ではなかったはずである。

- (61) 熊田亮介「神戸について」『文化』三八—三・四、一九七五年）四九ページ。

- (62) 西宮秀紀「律令神祇官制の成立について」『ヒストリア』九三、一九八一年）は、そのちがいに意味を見出しておられる。

- (63) 近江国野洲郡には『延喜式』の名神大社が二社ある。御上神社と兵主神社とである。このどちらかと考えてよいであろう。